

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則	1

規 則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第31号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
令和6年3月26日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第1号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部改正）
- 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、高知県生活福祉資金貸付事業」を「及び高知県生活福祉資金貸付事業」に改め、「及び高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金（別表第1備考1において「通学支援奨学金」という。）」を削る。

別表第1備考1中「ただし、併せて通学支援奨学金の貸与を受けた場合における貸与金額は、同項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額に当該併せて貸与を受けた通学支援奨学金の総額を加えて得た額とする。」を削る。

別記第14号様式備考を次のように改める。

備考 大学等で修学するために資金の貸与を受けたことを証明する書類を添えてください。